

EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 きむら ひろと
木村 寛人

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、欧州財務報告諮問グループ（以下「EFRAG」という。）から2020年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」（以下「本DP」という。）に対して、2021年7月にコメント・レターを送付している。

本DPの概要

本DPの焦点は、暗号資産の保有者及び発行者の会計処理に置かれている。これらは、IFRS報告企業にとって関連性がある可能性の高い会計上の論点の大半を包含する幅広いトピックであるからである。本DPは、発行者に対する請求権のない暗号通貨の会計処理についての2019年6月のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の範囲内及び範囲外の論点を検討している。

EFRAGが本DPを開発したのは、暗号資産（負債）についてのIFRSの会計処理の要求事項の開発に十分な理由があるかどうかをレビューし、そうした開発が取り得る方向性についての考えを提案するためである。本DPの内容は、EFRAGのリサーチの発見事項を反映しており、これは関係者からのフィードバックとともに、次の国際会計基準審議会（IASB）アジェンダ協議¹及び暗号資産に関する将来の考え得るIASBプロジェクトの内容に情報を与える可能性があるとしている。

本DPの中での分析において、暗号資産の保有者及び発行者についてのIFRS要求事項の明確化及び修正が識別された領域は、次のとおりである。

- 暗号資産の保有者についてのIFRS会計ガイダンスの拡充（特にIAS第38号「無形資産」、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第32号「金融商品：表示」の保有者への適用について）
- 暗号資産の発行者についてのIFRS会計処理の明確化（特にIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第32号の発行者への適用について）
- IFRS第13号「公正価値測定」及び他の適用されるIFRS基準における新たな評価・測定の考慮事項

上記のIFRS要求事項を扱うための進むべき道について、本DPでは次の3つのアプローチを示

1 IASBが2021年3月に公表した情報要請「第3次アジェンダ協議」では、「暗号通貨及び関連取引」が潜在的プロジェクト（計22個）の1つとして挙げられている。

している。

- (1) 選択肢 1：IFRS 基準を修正しない
- (2) 選択肢 2：既存の IFRS 基準の修正又は明確化を行う
 - ① 具体的な事実パターンにおけるガイダンスの明確化
 - ② 狭い範囲の除外
 - ③ IFRS 基準の要求事項を修正
- (3) 選択肢 3：暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準

コメント・レターの概要

本 DP に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

当委員会は、既存の無形資産に係る IFRS 基準である IAS 第 38 号は、売買目的で保有する無形資産を想定しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する処理を認めていない点に問題があると考えている。売買目的で保有する資産は、通常、純損益を通じて公正価値で測定することが目的適合性を有しており、それは資産が有形であっても無形であっても同様である。当委員会は、この点について、既存の IFRS 基準における重要な空白であると考えていることから、IAS 第 38 号において、売買目的で保有する無形資産全般について、純損益を通じて公正価値で測定することを定めるべきであると考えている。

この無形資産に係る IFRS 基準の問題点の考察の中で、暗号資産に関する基準開発を考えた場合、暗号資産の取引のうち、その実態に関して作成者、利用者及び監査人等の関係者（以下「関係者」という。）の共通理解が得られているもの（例えば、ビットコインに代表されるような発行者に対する請求権のない一部の暗号資産の保有に係る取引）について、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。

また、既存の IFRS 基準の対象である取引のうち、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態に変化が生じていないが、取引の形式が変化したために（すなわちデジタル化されたために）、適用する IFRS 基準が変わり得ることについて関係者の共通理解が得られているもの（例えば、既存の有価証券が有する特性と同様の特性を有する STO² や、現金の特性を有すると考えられる CBDC³）についても、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。

一方、取引の実態に関して関係者の共通理解が得られていないもの（例えば、ICO⁴ トークンの発行）については、基準開発に着手するのは時期尚早であると考えている。ICO については、リサーチプロジェクトとして着手し、将来、ICO の実態について関係者の共通理解が進み、実務に多様性が見られた場合において、基準開発に着手することを検討すべきであると考えている。

2 セキュリティトークン・オフERING (Security Token Offering) のこと。

3 中央銀行デジタル通貨 (Central Bank Digital Currency) のこと。

4 イニシャル・コイン・オフERING (Initial Coins Offering) のこと。